

台東区長

服部 征夫殿

令和 4 年度にむけた

政 策 要 望

令和 3 年 11 月

つなぐプロジェクト

つなぐプロジェクト 政策要望

I.行政経営の推進

(1) ポストコロナの区政運営について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、ビジネスや働き方、住む場所や欲しいもの、時間の使い方など個人の価値観に変化をもたらし、社会的な大変革が起こりつつある。区の人口推計や行政に求められるプライオリティーも変化していく可能性が高い。

- ・ポストコロナには、都市マスタープランなども含め、多くの計画を作り直して、区政を進めていくこと。また、その社会的大変革によって、多大な影響を受ける可能性の高い長期的な事業については、その影響をしっかりと検討したうえで実施すること。

- ・今後財政状況が大変厳しくなっていくことになっても、区民サービスの向上や中長期的にトータルコストの縮減を図っていけるような事業(区有施設のファシリティなど)や、コロナ対策において国や都の対応で抜け落ちてしまっている部分をフォローできるような対策など、しっかりと実施していくこと。

(2) 区有施設の有効活用

- ・制度変更や時代推移により行政に求められる施設は変化しており、限られた区有施設を、より行政

需要に合った有効的な施設へと転換していかざるを得ない。区有施設の適正化に向けた取り組みを、庁内の体制整備を含め推進していくこと。

- ・集会施設をより有効に活用するため、区民館・社会教育施設・老人福祉施設の機能を複合化し、その管理の一元化を図るなど、集会スペースの有効活用、利用者の利便性向上を推進すること。

- ・区有施設に利用者が活用できる Wi-Fi 環境の整備を行うこと。(特にはばたき 2 1)

(3) ICT などを活用した行政の効率化の推進

- ・全事務事業を対象に BPR を実施し、業務の効率化を強力に推進すること。

- ・AI や RPA の利活用を拡充すること。

- ・在宅ワークを効率的に実施できる環境整備に努めること。

- ・オンラインの会議やイベントを推進するため、機器の整備や研修を充実させること。

- ・協働の推進などの二次利用を促進するため、オープンデータのデータ数の充実や、アイデアソン

の開催など取り組みを推進すること。

- ・ICT を活用し市民がレポートすることで、市民と行政、市民と市民の間で、地域での困った課題(道路が傷んでいるなど)を共有し、合理的、効率的に解決する取り組みを検討すること。

- ・利便性や収納率向上のため、WEB から口座登録に係る一連の手続きをすることが可能となる「WEB 口座振替受付サービス」や SMS を活用した催告などを導入すること。

- ・全体的な視点から、デジタルディバイド対応を充実すること。

- ・外郭団体などに委託している区の事業においても、ICT 化を推進すること。

(4) 台東区のブランド力向上

- ・戦略的な広報実現にむけて、来街者対応だけでなく、定住促進にもしっかりと寄与し、施策の効

果

を最大限発揮できるような情報発信を行っていくため、広報アドバイザーや民間出身者の登用など民間活力の導入を図り、広報機能の充実を進めること。

(5) 協働の推進

・今後の行政運営における手法として、協働事業の活用は有益な一つの手法となりえる。協働事業の更なる推進に向けて、行政側の意識改革や、中間支援組織の優秀な人材の確保、利用しやすい立地、補助金指針の見直し、庁内における組織改正を含めたバックアップ体制づくりなど、体制整備の推進を図ること。

(6) 窓口サービスの向上

- ・ライフイベントに係る窓口対応を、1階へ一元配置すること。
- ・高齢者相談総合窓口に後期高齢者医療保険を追加し、高齢者対応窓口のワンストップサービスを拡充すること。
- ・学校園含む各窓口に AI 通訳機器等の設置をすること。

(7) SDG s を踏まえた行政運営の実施

- ・環境や人権等の 17 のゴールを踏まえた行政運営を実施すること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響でさらに顕在化したジェンダーギャップの解消について全庁をあげて取り組み、解消へと推進させること。

(8) 多文化共生の推進

- ・多文化共生課を創設すること。
- ・外国籍の方の日本語教育を充実すること。また、行政・教育機関における「やさしい日本語」の更なる推進を行うこと。
- ・学校園含む各窓口に AI 通訳機器等の設置をすること。(再掲)
- ・ジェンダー炎上を防ぐ仕組みづくりとして、ジェンダーの視点による表現ガイドラインを元にチェックを実施すること。

(9) 本庁舎の整備計画の推進

- ・現在の本庁舎は、竣工後 47 年が経過。本庁舎に求められる機能が大きく変化している。改築も含めた本庁舎の在り方について、具体的な検討を進めること。

II. まちづくり政策

1. 災害対策

(1) 初期消火体制の充実

- ・地域の実情に合わせてスタンドパイプや大型消火器など、初期消火体制を強化するためのツールの配備をさらに充実すること。

(2) 災害に強いまちづくりの推進

- ・都市間の災害時応援協定の促進に努めること。(台東区の姉妹・友好都市は、地域に偏在があり、十分な体制が確保されているとはいえない。近隣都市(都下)や東海、関越地域などの市区町村と、災害に特化した「都市間災害時応援協定」を締結すること)
- ・災害状況やリスク状況など、「わかりやすい情報発信」の検討を行うこと。
- ・震災後速やかに応急危険度判定を実施できるよう、応急危険度判定員の拡充のための積極的な働きかけを強化するとともに、判定員との平時からの連携強化など、実効性のある備えを構築すること。
- ・災害時に、より威力を発揮できるすぐれた防災用具(ノーパンク自転車や折り畳みポート・カセットボンベ発電機など)を積極的に取り入れるなど、区の災害対応力の充実に努めること。
- ・ゲリラ豪雨対策として、止水版の設置を推進すること。

(3) 避難所運営の向上

- ・水害時、垂直避難をした場合の様々な生活上のリスクを、正確にしっかりと伝達していくこと。区外への避難施設の確保を国や都へ働きかけていくこと。
- ・福祉避難所の指定施設の更なる充実と、福祉避難所マニュアルの整備を促進すること。
- ・乳児の災害対策を充実させること。(保育園へのローリングストックとしての液体ミルクや専用ガスコンロの備蓄など)
- ・感染症の影響で、在宅避難をせざるを得ない方も増加する可能性が高い。避難所運営の中で、在

宅

避難者への対応ルールを定めるとともに、在宅避難者への支援体制を充実すること。

- ・全避難所に災害用 Wi-Fi 環境の整備を実施すること

(4) 帰宅困難者対策の充実

- ・増加する来街者への対応として、一時滞在候補施設の確保を更に推進すること。また、インバウンドへの対策強化に努めること。

2. 環境

(1) 再生可能エネルギーの積極展開によるスマートエネルギーの推進

- ・区有施設の省電力型照明整備を計画通り実施すること。
- ・家庭や企業における省エネ機器、再生可能エネルギー機器の導入を促すよう、十分な予算を確保すること。
- ・温暖化対策として。ペットボトルの削減を目指し、マイボトル運動や給水所の区内設置を推進すること。

(2) 自転車対策の向上

- ・民間主導型シェアサイクルの駐輪場の更なる拡充とともに、民地を利用した駐輪場システムの拡

充・推進を図ること。

- ・子ども乗せ電動自転車などの大型自転車の利用者が増えているが、その重さと大きさにより、駐輪場の利用に支障が生じている。大型自転車への対応に努めること。

3. 都市整備

- ・リノベーションまちづくりを推進すること。
- ・地域主体のまちづくりを推進すること。
- ・街のさらなる機能性や居住性の向上、安心・安全で魅力ある街づくりなどを実現するため、地域

に

よっては、高度利用により有効的な土地活用を行うべき。それぞれの地域の実情に合った再開発の促進に努めること。

- ・安全面や衛生面を考慮し、道路維持を計画的に進めていくこと。

4. 住宅

- ・空き家対策として、「新たな空き家を生まない」という視点で対策を講じていく事業スキームの検討を行うこと。
- ・高齢者などの住まいの課題解決に向けた取り組みを充実させること。
- ・子育て世帯のニーズに合った住まいの充実をはかること。

Ⅲ 文化・伝統を活かした賑わい政策

1. 産業

- ・女性の復職支援／プチ創業を含む創業支援を実施、充実させること。
- ・区内在住者が近く勤務先に勤められるような職住近接を推進すること。
- ・新たな活力をもたらし、IT 関連など新規産業の企業誘致を推進すること。また、創業支援の拠点施設を整備すること。
- ・ポストコロナに向けて、キャッシュレスやオンラインショップなどを推進していくため、専門コーディネーターなどに ICT 活用を得意とした人材を配置するなど、アウトリーチを充実すること。
- ・区内商工団体は、区の発展における大切なパートナー。現状把握をしっかりと行うとともに、行政と団体が一つとなって課題解決に向けて協議を行い、自助の努力を即しながらも、しっかりとしたサポート体制を充実すること。

2. 観光・文化

(1) ユニバーサルデザイン施策の推進

- ・国際文化観光都市として、障害者や高齢者、子育て中の方々も安心して台東区へお越しいただける環境を整備していくユニバーサルデザイン施策の更なる推進を図ること。(特に、区有施設においては、段差解消や手すり設置など、バリアフリーの向上に努めること)
- ・オープンデータ化を含め民間の活用などで、デジタル バリアフリーマップの利便性向上に努めること。

IV 教育・子育て政策

1. 教育

(1) コロナ禍における環境整備について

- ・コロナ禍の影響で、学校等へ登校できなかった児童・生徒へのサポート体制の強化を図ること。
- ・不登校について、時代の変化に対応した、あしたば学級のあり方を再検討すること。
- ・オンライン教育での不測の事態に備え、予備の端末やアダプターを各学校に必要数整備すること。
- ・就学前教育やコミュニケーションについて、オンラインで実施する園（保育園含む）に対しての

支

援を実施すること。

- ・いっとき保育に、ベビーシッター利用支援事業なども活用しサポートを充実させること。

(2) 基礎・基本の学力の定着と考える力の育成

- ・小学校低学年時における基礎・基本を身につけられるような対策強化と、考える力を高

め

るためのカリキュラムをさらに充実させること。

- ・教育レベルの底上げを図るため、学習支援事業の対象拡大(小学校)なども含め、さらに効果を出していく改善を進めていくこと。

- ・GIGA スクールの推進と学習指導要領の改正にともなって、指導方法の変更やブラッシュアップを実施すること。

- ・教育レベルの底上げを図るため小学校低学年の学習指導を充実していくこと。

(3) 生涯教育・スポーツの充実

- ・ボール遊びのできる施設を拡充 すること。

- ・隅田川を活かしたランニング環境の整備を進めること。(隅田川親水テラスにランニングしやすい路面整備や距離表示、ランニングステーションの設置整備など)

- ・公園や児童遊園において、子どもの発達段階に合わせた遊具を地域ブロックごとに配置するなど、計画的な公園整備を検討すること。

- ・障害がある子どもでも遊べるような公園(インクルーシブ公園)の整備に向けた検討をすすめること。

- ・プレイパークを実施すること。

- ・オリンピック競技にもなった3×3 やスケボーなどを実施できる場の整備を検討すること。

(4) いじめ対策の強化

- ・ネットの急速な普及もあり、SNS等による「見えないいじめ」が増加傾向にある。その対策と

し

てICT等を活用した先進的な取組を早期に検討・導入し、いじめ対策の強化に努めること。

- ・匿名での通報窓口をつくるなど正確な実態把握ができるようにすること。

(5) 教育・保育現場のサポート機能の充実

- ・教育現場における課題の複雑化・多様化に対応するため、スクールロイヤーの配置など、サポー

ト

機能を充実すること。

- ・私立保育所などへのスクールソーシャルワーカーを配置すること。
- ・公立小中学校における子どもたちの生理の現状について調査をし、実態把握とともに課題題決に取り組むこと
- ・学校園の先生が子どもと向き合う教育に力を注げるように、学校園においても働き方改革推進のためにも、公務事務に関して BPR をすすめること。

(6) リスク管理教育の推進

- ・次代を担う子供たちが急速に発展する情報化社会を生き抜いていくために、情報活用に関しての判断力や選択能力の育成を推進すること。
- ・オンライン教育を早急にすすめ、在宅でも子どもが一人で情報通信機器を利用する機会が増えることから、メディア・リテラシー教育の更なる充実を行うこと。

2.子育て

(1) 多様なニーズに対応できる保育サービスの拡充

- ・待機児童数は減少傾向にあるが、一方で特に小規模保育所やエリアによっては定員の空きができてきている。全体的なバランスを考えてニーズにあった整備と機能の再構築をすすめること。
- ・3歳児以降の受け入れ先も踏まえた連携園（認可保育所）の仕組みづくりを早々に進めること。
- ・量の拡充とともに、子どもたちの育ちの場である保育園の質の充実についてもしっかりと予算をつけて取り組むこと。

(2) 要保護児童対策の充実

- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を行っている保健所と子ども家庭センターの連携強化は必須。保健所の情報システムを強化し、子ども家庭センターの情報システムと連携を図ること。また、子ども家庭支援センター間においても情報システムと連携を図ること。
- ・要保護として通報された家庭へのケアを充実させること。特に精神疾患を持つ親とその子どもへのケアを充実させること。
- ・要保護児童など、保護者から申請がない場合でも、教師や学童の職員等が気になる子どもについて、オンラインでの面談なども含めて対応を強化すること。
- ・コロナ禍における産後の孤独のサポートを強化すること。

(3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、このコロナ禍で非常に大きな負担を強いられている。

- ・児童扶養手当は前年の所得をベースに受給対象となるため、家計が急変しても、手当や粗利に伴う各種サービスを受けることができない。早急に、対応可能な仕組みを構築すること。
- ・フードパントリーの区内各所での実施を検討すること。
- ・養育費の保証の助成制度を早急に検討すること。

(4) 多胎児支援の充実について

- ・多胎児の保護者向けのベビーシッター利用支援事業なども活用しサポートを充実させること。

(5) 子ども・若者の居場所づくりの推進

- ・ひきこもりや社会から孤立することなく、安心して社会生活をおくるための、いつでも気軽に相談や集うことができる施設整備など、若者の居場所づくりを推進すること。
- ・コロナ感染拡大によって、学校に行けない・行かない子どもに対する居場所づくりや対応を教育委員会全体として実施していくこと。
- ・区民館などの区有施設において「子育て支援環境整備ガイドライン」を踏まえた子連れにやさしい施設にするためにできることから取り組むこと。

(6) 幼保無償化の充実

- ・就学援助の基準や施設間の負担の公平性等を踏まえて、世帯年収 680 万円程度まで無償となっている。就学援助の基準を踏まえた、多子世帯の年収制限の緩和を検討すること。また、施設間の負担の公平性を進めるため、公立幼稚園の給食を推進すること。

V 健康・福祉政策

1. 健康

(1) がん対策の充実

- ・早期発見につながる、がん検診の充実(精度の高い検査の機会提供)を行うこと。(子宮頸がん検査の HPV 検査の併用・肺がんの CT 検診)

(2) 熱中症対策の推進

- ・区内行事の実施をするに当たり、暑さなどの気候に配慮した日程設定や環境配慮を実施すること。

2. 衛生

(1) 感染症対策の充実

- ・気候変動の影響や国際化の進行により、本来国内では感染が拡大していない感染症の流行が、今後懸念される。それら感染症についても、しっかりと検証を行い、対策を検討していくこと。
- ・学校・園へのサーベイランスシステムの導入など、子どもの感染を防ぐための体制整備を充実させること。
- ・今回のコロナ感染拡大のような感染症拡大時においても、災害時のような病院間の広域連携を構築すること(二次医療圏内の病院連携や災害コーディネーターの活用など)

(2) 新型コロナウイルスへの対応強化

- ・在宅酸素や 外来での診療、健康観察や連絡方法など、医療関係者との連携を図ることにより、自宅療養者の支援を充実させること。
- ・抗体カクテル療法のような、初期の段階で重症化を防ぐ治療を行う医療施設を区内でも整備すること。
- ・後遺症の相談窓口の設置や 医療機関の紹介など、区民の安心につながる区内での体制整備をすすめること。
- ・保健所の体制整備として、医師会や病院との連携を中心に外部人材の活用や、臨機応変な応援体

制の整備など検討すること。

(3) 受動喫煙対策の推進

- ・受動喫煙対策の推進に向けて、分煙対策の環境整備を充実するとともに、受動喫煙の害について周知を徹底すること。

(4) ワクチン接種の啓発

- ・コロナ禍においても、定期接種などのワクチン接種がしっかりと行われるよう啓発につとめるとともに、コロナ禍で接種できなかったワクチンが期間延長をしても受けられるということを積極的に啓発すること。

3.福祉

(1) 在宅介護・看護へのサポート体制の充実

- ・小規模多機能型居宅介護や・定期巡回型介護などの充実を促進し、施設と同等レベルの介護が受けられるような在宅サービスを充実していくこと。
- ・患者のニーズに応じた病院・病床機関の役割分担や、医療機関と介護の間の連携強化など、より効果的、効率的な医療・介護のサービス提供体制を構築すること。（訪問診療や往診体制の充実、地域包括ケア推進のための医療・介護関係者間での電子カルテの整備など）
- ・介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するため、新たな技術を活用するなどの先駆的な取り組みを推進すること。

(2) 介護予防サービスの充実

- ・長距離の外出が困難な高齢者でも気軽に介護予防サービスを行うことができるよう、自宅や身近な場所で介護予防を行えるようにサービス内容を充実すること。
- ・コロナ禍により外出や人との接触を控える方が増加している。高齢者のスマホ所持率も増加傾向にあることから、ICT 活用の検討を含めたフレイル予防対策を充実すること。

(3) ダブルケア対策の推進

- ・中長期的に伴走できるような仕組みの構築を行うこと。
- ・多様なケアと仕事の両立ができるような事業者に対する啓発や支援を推進すること。
- ・十分な育児支援を受けられるよう、保育園の入所審査の際の指数加算を行うこと。

(4) 障害者施設の充実

- ・グループホームの整備において、より重度の方に配慮した整備に努めること。
- ・障害者の高齢化に伴う施設整備を推進すること。
- ・福祉作業所で作る商品のブランド力強化のための取り組みを充実すること。

(5) 障害者施設のサポート体制の充実

- ・グループホーム等の支援員やボランティアスタッフ確保に向けた対策を充実すること。

(6) 松が谷福社会館の再整備

- ・増加傾向にある療育へのニーズ対応や、子どもから学齢期、若者まで切れ目の無い一貫した支援にむけた体制整備を図ること。

(7) 地域福祉を担う人材への支援の充実

- ・民生委員や保護司がやりがいを感じ、長く活発に活動が続けられるような支援を講じていくこと。